

SINSHU
SUZAKA
2021.12.1

須坂の 町並み だより

No.12

第2回伝統的建造物群保存地区保存審議会の開催報告

■須坂地区伝統的建造物群保存地区の予定範囲が了承されました

2021年11月16日、第2回伝統的建造物群保存地区保存審議会において、須坂地区伝統的建造物群保存地区範囲（案）がおおむね了承されました（裏面をご覧ください）。

伝統的建造物群保存地区保存審議会とは…

○保存地区の保存等に関する重要事項（保存地区の区域の設定、助成措置の検討、保存活用計画の策定）について、調査・審議し、公平かつ専門的な第三者の立場から市長及び教育委員会に建議する。

伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」）の範囲内では、歴史的な建物などをまわりの景観とともに保存することになるため、歴史的な建物などが連続する「町並み」の維持・継承が可能になります。伝建地区の範囲内では、歴史的な建物を修理する場合や、新しい建物であっても「町並み」の特徴にあわせて外観を整える場合には、市が補助金を用意し、「町並み」全体の保存を図ります。

その一方で、歴史的な建物のまわりの景観も非常に重要視されるため、古い建物、新しい建物に関わらず、伝建地区の範囲内で新築・改築・増築・取り壊し等を行う際には市の許可を受けることが必要になり、建物の構造や外観に一定の基準等が設けられるようになります。

伝建地区の予定範囲内にお住まい、または土地を所有されている皆さまへは、今後改めて制度の説明会を開催してまいりますので、ぜひご出席いただき、ご意見等賜りますようお願いいたします。

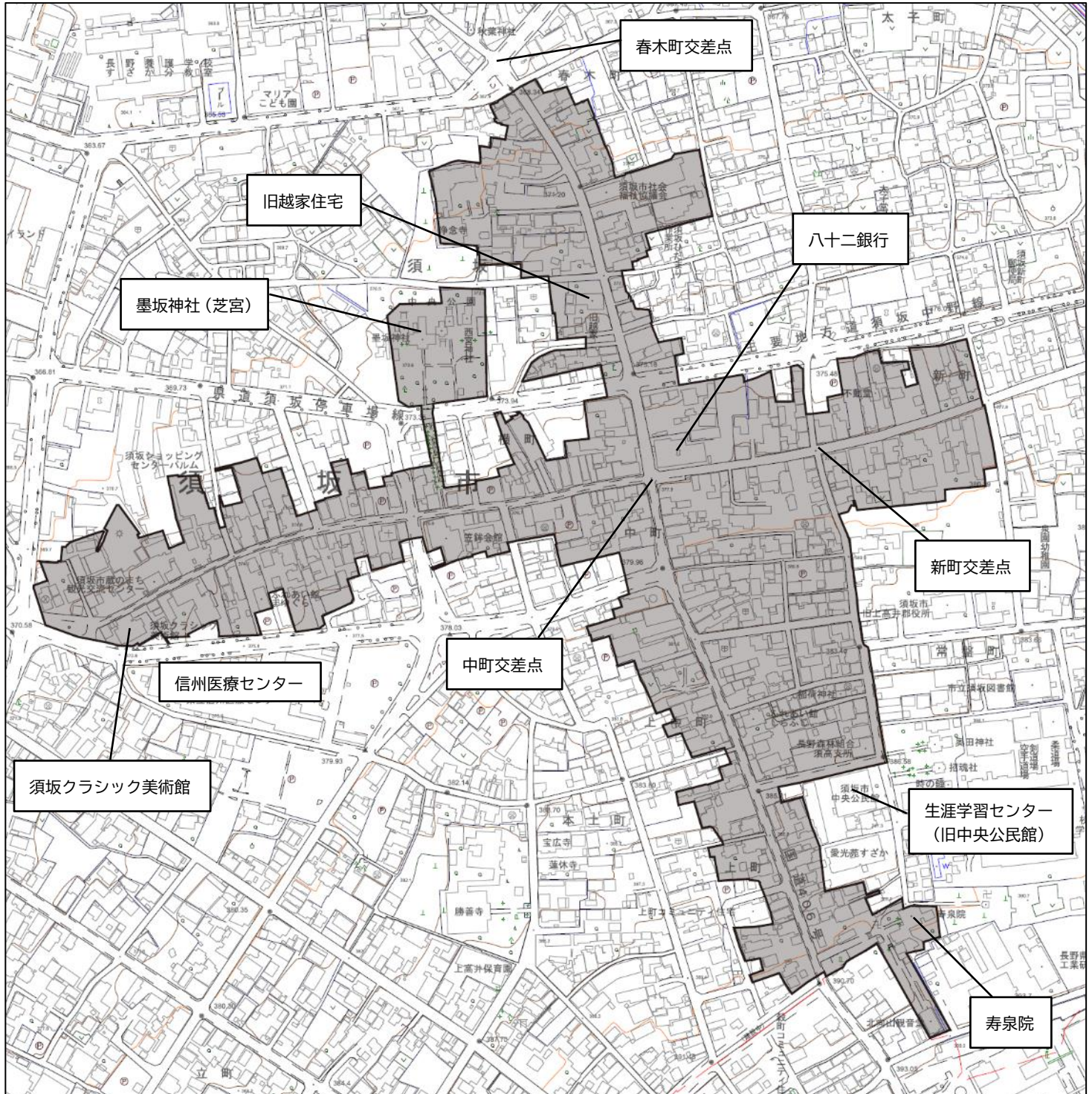


第2回須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会

裏面もご覧ください



■須坂地区伝統的建造物群保存地区 予定範囲



先日、須坂市と同じく現在、伝建地区を目指している奈良県御所（ごせ）市の方が視察にお見えになり、須坂の歴史的建造物の保存状況の良さについてご感想をいただきました。

地域の皆様のご理解とご協力により現在まで守られてきた須坂の歴史的な町並みを、今後も守り伝えていきたい！という思いを新たに作る良い機会となりました。

編集・発行・問合せ
 須坂市社会共創部文化スポーツ課
 ☎026-248-9027
 まちづくり推進部まちづくり課
 ☎026-248-9007

▼町並みの古写真を探しています▼



明治から昭和40年代までの歴史的な町並み（大字須坂辺り）が写っている古い写真を探しています。今後町並みを整えていくための貴重な資料です。ご自宅にお持ちの方はぜひご連絡ください。なお、写真は複写した後にお返しします。